（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第五十五条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」及び「1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「2　申請者名」を「1　申請者名」に、「3　用紙」を「2　用紙」に改め、様式第二及び様式第四中「印」及び「1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「2　申請者名」を「1　申請者名」に、「3　変更事項」を「2　変更事項」に、「4　用紙」を「3　用紙」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部改正）

第五十六条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第五中	「申請者	「	に改め、	様式第二及び様式第四中	「㊞」及び「(4)　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「(5)」を「(4)」に改め、様式第三及び様式第六中「㊞」及び「(3)　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「(4)　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。
	記名押印を申請者	記名又は署名」			

（計量法施行規則の一部改正）

第五十七条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条第五項を削り、様式第三、様式第五十九から様式第六十一の三まで、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十二、様式第八十一及び様式第八十一の二中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、様式第七、様式第九から様式第十一まで、様式第五十四、様式第六十二、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十五、様式第七十一、様式第七十五から様式第八十まで中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改め、様式第五十五中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考4を同様式備考3とし、様式第八十二中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、様式第八十三中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、様式第九十九中「㊞」及び「6　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印すること。」を削り、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とし、様式第九十九の二中「㊞」及び「5　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印すること。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第五十八条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第六から様式第八まで、様式第十、様式第十三、様式第十四中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第三、様式第五の二、様式第十五及び様式第十六中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改める。

（基準器検査規則の一部改正）

第五十九条　基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第二中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改める。

（指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正）

第六十条　指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を削り、様式第一の二中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、様式第二及び様式第四中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第六中「㊞」及び「5　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印すること。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

（指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正）

第六十一条　指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削り、様式第一から様式第三まで及び様式第五中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第六中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」とし、様式第七から様式第九まで中「署名」を削り、様式第十中「署名又は㊞」及び「6　「署名又は㊞」の欄には、署名又は押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、署名又は押印すること。」を削り、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。